

## 平成27年度ひとり親家庭への新規・拡充事業について

## ◎ 趣旨

「宮っこ 子育て・子育て応援プラン（後期計画）」において、「平成26年度 宇都宮市子ども・子育て会議」における提言なども踏まえ、ひとり親家庭への支援策の充実強化を位置づけたところであり、新規事業や既存事業の取組み状況等について報告するもの

	事業名	事業内容（新規・拡充内容）	開始月
経済的支援	婚姻歴のないひとり親家庭に対する子育てサービス等の負担軽減等（新規）	<u>婚姻歴のないひとり親家庭について、婚姻歴の有無による子育てサービス等の負担額等の差が生じないように、税法上の寡婦（寡夫）と同様に負担額等を算定する。（保育料や市営住宅使用料など対象30事業）</u>	4月
就労支援	自立支援教育訓練給付金事業（拡充）	パソコン・簿記などの就労に結び付きやすいスキルや資格取得のための受講料を助成する。（雇用保険の教育訓練給付の受給資格がある方は対象外）  <u>受講料の助成率を、20%から50%へ拡大する。（上限：250,000円、下限10,001円）</u>	4月
	高等職業訓練促進給付金等事業（拡充）	看護師等の専門的な資格取得のために修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給する。（上限2年） 非課税世帯：月額100,000円 課税世帯：月額70,500円  対象資格を、現在の看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士から、 <u>美容師、栄養士等の全ての国家資格へ拡大する。</u>	4月
	企業との連携による就労支援事業（拡充）	キャリアアドバイザーによるカウンセリング（仕事の適性・方向性などに関する就労相談）やパソコンなどのスキルアップ研修、個々の適性や希望に合わせた就職マッチングなどの総合的な就労支援を実施する。	6月

就 労 支 援	企業との連携による 就労支援事業（拡充）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スキルアップ研修は、従来のワード・エクセル講習や面接指導に加え、<u>WEB研修や職場体験等を新設する。</u></li> <li>・ 研修受講は、<u>都合やニーズに合わせた平日集中コース・土日コースの選択受講制に拡充する。</u></li> <li>・ 開設時間を、平日8時30分～18時から火・水・木は20時まで延長、土・日（8時30分～17時）に拡大する。</li> <li>・ <u>相談・研修中の託児サービス（無料）を新たに実施する。</u></li> </ul>	6月
子 育 て 支 援	ファミリーサポート センター事業利用料 補助事業（新規）	<u>就労活動等により一時的又は臨時的に子どもを預ける場合の利用料（700円～800円/時間）の半額を補助する。</u>	7月
子 育 て 支 援	病児保育事業利用者 負担額補助事業 （新規）	<p><u>病気及び病気の回復期等、集団保育が困難な児童を預ける場合の利用者負担額（2,500円*/回）の半額を補助する。</u></p> <p>* 生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料</p>	7月
生 活 ・ 就 労 支 援	ひとり親家庭支援 手当（新規）	<p><u>ひとり親家庭となった後の、生活面と早期の就労を支援するため、義務教育終了前（児童に重い障がいがある場合は20歳まで）の児童を監護又は養育している者へ手当を支給する。（生活保護受給者は対象外）</u></p> <p>○ 支給月額（一世帯あたり） 生活支援：3,000円 就労収入増のための取組み（求職活動等）を行う者へは、就労支援として2,000円を加算し、5,000円を支給する。</p> <p>○ 所得制限 市民税の所得割課税者は支給停止</p> <p>○ 支給期間 ひとり親家庭となった後5年間</p>	10月

支援策の充実に伴い、現行の「遺児手当」、「児童福祉手当」、「母子家庭等児童入学祝金」、「母子家庭等援護費」は、平成27年9月をもって終了する。